

【地震】に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

〔1〕 登校前に発生した場合

- * 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ・ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ・ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、（緊急連絡網／ホームページ）により、授業等を実施する旨を連絡します。
- * 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校・園及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

〔2〕 在校中に発生した場合

- * 下校の安全が確認できるまで、児童は学校に留め置きます。
- * 下校の判断をした場合は、ホームページやメール配信等でお知らせし、一斉下校の措置をとります。「児童家庭環境調査書」の中の「緊急時の対応」にしたがい、町別で下校するグループと学校待機のグループに分かれます。
当日、この「緊急時の対応」と異なる場合は、必ず学校までご連絡ください。
- * なお、学校待機で保護者の方がお迎えに来られる場合は、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- * また、不測の事態においては、保護者と連絡が取れるまで、児童は学校に留め置きます。

その他

- ・ お子たちにも、上記についてご家庭でご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ・ このお知らせは、ご家庭で、よく分かる所に1年間保存しておいてください。

【特別警報】【暴風警報】に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」もしくは「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

特別警報	暴風警報
〔1〕 登校前に発令された場合	
<p>① 「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。</p> <p>② 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。</p> <hr/> <p>◇ 午前0時までに解除になった場合 5校時(午後1:35)から始業(給食は中止)</p> <p>◇ 午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業</p>	<p>① 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。</p> <p>② 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。</p> <hr/> <p>◇ 午前7時までに解除になった場合 平常授業</p> <p>◇ 午前9時までに解除になった場合 3校時(午前10:40)から始業</p> <p>◇ 午前11時までに解除になった場合 5校時(午後1:35)から始業(給食は中止)</p> <p>◇ 午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業</p>
〔2〕 在校中（登校後）に発令された場合	
<p>* 直ちに臨時休業とします。</p> <p>* 下校の安全が確認できるまで、原則、児童は学校に留め置きます。</p> <p>* 「特別警報」が解除された後の措置については、ホームページやメール配信等でお知らせします。</p>	<p>* 気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。</p> <p>* 児童の在校中にこの警報が発令された場合、気象や交通等の諸状況を判断した上で、「児童家庭環境調査書」の中の「緊急時の対応」にしたがって、下校させたり学校待機させたりします。</p>

その他

- ・ 上記の非常措置は、【特別警報】もしくは【暴風警報】発令時のみ適用されます。これ以外の警報等では、上記のような措置は取りませんのでご注意ください。
- ・ 緊急時、電話が大変つながりにくくなることが予想されますので、やむをえない場合を除いて、学校への**電話での問い合わせはご遠慮ください**。
- ・ お子たちにも、上記についてご家庭でご指導いただきますよう、よろしくお願ひします。
- ・ このお知らせは、ご家庭で、よく分かる所に**1年間保存**しておいてください。